

第 3 次健康日本 2 1 旭川計画策定部会

【概 要】

◎旭川市保健所運営協議会

○設置目的

地域保健法第 1 1 条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するために設置（条例施行日：平成 1 4 年 3 月 2 7 日）。

○設置根拠

- ・地域保健法第 1 1 条
- ・旭川市保健所条例第 4 条

○組 織

委員 2 0 人以内で組織し、委員は地域保健に関係する団体の代表者若しくはその推薦に基づく当該団体の職員又は地域保健に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者となっている。（R 5. 4. 1 委員数 1 7 人）

◎第 3 次健康日本 2 1 旭川計画策定部会

○設置根拠

旭川市保健所条例第 9 条

（協議会の部会）

第 9 条 協議会は、特別の事項を審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第 1 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

○審議事項

第 3 次健康日本 2 1 旭川計画の策定に関すること。

○委員構成（案）

1 0 名

所属団体等
旭川市市民委員会連絡協議会女性部会
旭川精神障害者家族連合会
一般社団法人 旭川市医師会 ※
一般社団法人 旭川歯科医師会
一般社団法人 旭川薬剤師会
公益社団法人 北海道栄養士会旭川支部
公益社団法人 北海道看護協会上川南支部
公募委員
国立大学法人 旭川医科大学
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

※臨時委員を委嘱予定

※現運営協議会委員が参加する場合は、委嘱等の手続きは不要。

団体等から別の委員を推薦する場合には、臨時委員として新たに委嘱。

【参考】

臨時委員を委嘱する場合の身分等

- ・非常勤特別職
- ・会議出席時に報酬（7,700円）
- ・任期 委嘱の日から令和6年3月31日まで

○会議開催予定

- ・4回程度の開催を予定（1～2時間程度）

【スケジュール(案)】

令和5年 6月30日	■第1回旭川市保健所運営協議会開催 ・計画策定について諮問⇒策定部会での審議を提案 ・策定部会委員の指名、決定（会長より指名）
7月下旬～8月上旬頃	●第1回策定部会 ・国や道の動向 ・第3次計画策定の共通認識を図り、骨子について審議
9月頃	●第2回策定部会 ・計画案検討 ・第3次計画における分野ごとの目標・健康指標等について審議
10月～11月頃	●第3回策定部会 ・第3次計画素案について審議 ・パブリックコメントの実施について
令和6年 1月頃	●第4回策定部会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第3次計画最終案について審議
2月頃	■第2回又は第3回旭川市保健所運営協議会開催 ・第3次計画最終案提出 ・旭川市保健所運営協議会から市への答申